

文教警察企業常任委員会資料

令和5年9月21日

宮崎県警察本部

1. 表紙・目次	01-02
2. 特別議案	03
地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	
3. 報告事項	04
損害賠償額を定めたことについて	

【議案第5号】

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

総合管理課

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における位置付けが5類感染症に改められたことに伴い、関係規定の改正を行うものである。

2 改正の内容

改正前	改正後
<p>附 則 (<u>新型コロナウイルス感染症</u>により生じた事態に対応するための手当の特例)</p> <p>5 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）</u>にかかっている被留置者又はこれに類する者として公安委員会が定めるもの（以下「感染被留置者等」という。）に係る作業であって公安委員会が定めるものに従事したときは、第2条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として従事日数に応じて防疫等作業手当を支給する。</p> <p>6 前項の手当の額は、従事した日1日につき、<u>3,000円（感染被留置者等に接触して又はこれらの者と長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。ただし、感染被留置者等と接することを伴わない作業に従事した場合は、290円とする。</u></p>	<p>附 則 (<u>特定新型インフルエンザ等</u>により生じた事態に対応するための手当の特例)</p> <p>5 職員が、<u>特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（公安委員会が定めるものに限る。）をいう。）</u>にかかっている被留置者又はこれに類する者として公安委員会が定めるもの（以下「感染被留置者等」という。）に係る作業であって公安委員会が定めるものに従事したときは、第2条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として従事日数に応じて防疫等作業手当を支給する。</p> <p>6 前項の手当の額は、従事した日1日につき、<u>4,000円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて公安委員会が定める額とする。</u></p>

3 施行期日

公布の日から施行する。